

参考資料

目 次

- ① インサイダー取引規制違反の課徴金事案・犯則事件件数……………1
- ② 「公募増資に関連したインサイダー取引」の事案……………2
- ③ トーア・スチール事件の概要……………3
- ④ 告発事件の概要一覧表……………4
- ⑤ インサイダー取引に係る規制の比較……………7
- ⑥ インサイダー取引規制違反のうち公開買付け(TOB)等に係る
課徴金事案・犯則事件件数……………8
- ⑦ 167条違反に係る課徴金勧告件数のうち公開買付対象者及び
その情報受領者による違反行為の件数……………9
- ⑧ 「公開買付等関係者」の範囲の根拠……………10

○インサイダー取引規制違反の課徴金事案・犯則事件件数

(単位:件)

年度	課徴金事案		犯則事件	
		うち、情報受領者が違反行為者の事案		うち、情報受領者が違反行為者の事件
17年度	4	0	4	1
18年度	11	3	8	5
19年度	16	7	4	1
20年度	17	3	6	4
21年度	38	21	7	3
22年度	20	12	4	3
23年度	15	12	6	4
合計	121	58	39	21

注)証券取引等監視委員会公表資料(年次報告、課徴金調査・開示検査に基づく勧告について、犯則事件の告発等について)を基に作成
 注)勧告事案については対象者ベース、犯則事件については告発日ベース

「公募増資に関連したインサイダー取引」の事案

課徴金 勧告日	課徴金納 付命令日	上場会社	公募増資 公表日	違反行為者	課徴金額	ファンドの 得た利益
平成24年 3月21日	平成24年 6月27日	国際石油 開発帝石	平成22年 7月8日	(旧) 中央三井 アセット信託銀行 ((現) 三井住友信託銀行)	5万円	1,455万円
平成24年 5月29日	平成24年 6月26日	日本板硝子	平成22年 8月24日	あすかアセットマネジメント	13万円	6,051万円
平成24年 5月29日	平成24年 6月27日	みずほ フィナンシャル グループ	平成22年 6月25日	(旧) 中央三井 アセット信託銀行 ((現) 三井住友信託銀行)	8万円	2,023万円
平成24年 6月8日	—	東京電力	平成22年 9月29日	・ファースト・ニューヨーク証券 ・個人	・1,468万円 ・6万円	— —
平成24年 6月29日	—	日本板硝子	平成22年 8月24日	ジャパソ・アドバザリ 合同会社	37万円	1,624万円

トーア・スチール事件の概要

Aは、大手商社B社の常務取締役として金属部門の業務を統括していたところ、平成10年8月、B社の売買契約先であるトーア・スチール株式会社が解散することを決定した旨の通知を受けた。そこで、Aは、信用取引を利用してトーア・スチール株式を売り付けた上で株価下落後に買付けを行って利益を得ようと企て、部下であるCと共謀の上、部下の親族名義口座を用いて、上記重要事実の公表前に合計10万株のトーア・スチール株式を信用取引で売り付けた。Aらは、上記重要事実の公表後、すべての信用売建てを決済して、約640万円の利益を得た。

また、Aは、鋼材卸会社社長であったDに対し、上記重要事実の公表前の平成10年8月、上記重要事実を伝達した。Dは、信用取引を利用してトーア・スチール株式を売り付けた上で株価下落後に買付けを行って利益を得ようと企て、上記重要事実の公表前に合計76万株のトーア・スチール株式を売り付けた。Dは、上記重要事実の公表後、すべての信用売建てを決済して、約4960万円の利益を得た。

東京高裁は、平成11年10月29日、Aに対し、懲役1年6月（執行猶予3年）、罰金200万円、Dに対し、懲役1年2月（執行猶予3年）、罰金200万を命じた。また、Cは平成11年2月10日、罰金50万円の略式命令を受けた。

（出典：木目田裕監修 西村あさひ法律事務所・危機管理グループ編「インサイダー取引規制の実務」129頁）

○告発事件の概要一覧表

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
1	20.5.30	証取法第166条第1項等 (内部者取引)	証券会社社員等は、三光純薬(株)他3社が株式交換を行うことなど(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買付けた。 (嫌疑者)証券会社社員等	20.12.25(東京地裁) 証券会社社員 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金100万円 追徴金635万円 証券会社役員の知人 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金300万円 追徴金5,544万円 (内635万円は連帯) (いずれも確定)
2	20.10.7	金商法第166条第1項第1号等 (内部者取引)	(株)LTTバイオフーマが子会社の異動を伴う株式の譲渡を行うこと(重要事実)及び同子会社が主力事業として投資を募っていた事業が架空であったこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)当該会社役員	21.9.14(東京地裁) 懲役15年 罰金500万円 追徴金約4億1,223万円 (確定)
3	20.12.5	金商法第166条第1項第1号等 (内部者取引)	(株)LTTバイオフーマが子会社の異動を伴う株式の譲渡を行うこと(重要事実)及び同子会社が主力事業として投資を募っていた事業が架空であったこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)会社役員	21.4.15(東京地裁) 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約1,924万円 (確定)
4	21.3.31	金商法第166条第1項第1号等 (内部者取引)	(株)プロデュースが粉飾決算を内実とする金融商品取引法違反等の嫌疑で証券取引等監視委員会から強制調査を受けたこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)当該会社元役員	21.5.27(さいたま地裁) 懲役3年(執行猶予4年) 罰金500万円 追徴金約7,888万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
5	21.7.31	証取法第167条第1項第5号等 (内部者取引)	エヌエー(株)が日産ディーゼル工業株券の公開買付を行うことを知り、公表前に同株券を買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社従業員 会社員	21.12.24 (さいたま地裁) 当該会社従業員 懲役2年(執行猶予3年) 罰金200万円 追徴金約1,293万円 会社員 懲役2年(執行猶予3年) 罰金300万円 追徴金約1億6,164万円 22.6.10 (東京高裁) 当該会社従業員 控訴棄却 会社員 控訴棄却 (いずれも確定)
6	21.10.20	証取法第166条第3項等 (内部者取引)	グッドウィル・グループ(株)が子会社の異動を伴う株券の取得を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同株券を買い付けた。 (嫌疑者) 無職	22.2.4 (東京地裁) 懲役2年6月 罰金500万円 追徴金15億3,180万円 (確定)
7	22.5.11	証取法第166条第1項第4号等 (内部者取引)	(株)GDH他3社が発行する株式を引き受ける者を募集することなど(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売買した。 (嫌疑者) 銀行員	23.4.26 (東京地裁) 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金200万円 追徴金約5,824万円 (確定)
8	22.6.15	金商法第166条第3項等 (内部者取引)	(株)リサ・パートナーズが、銀行団による協調融資により新規事業資金を調達できることが確実になったことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 銀行員	23.4.26 (東京地裁) 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金200万円 追徴金約5,824万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
9	23. 7. 13	金商法第166条第3項等 (内部者取引)	(株)ジャストシステムの業務執行を決定する機関が(株)キーエンスを割当先とする第三者割当増資を行うこと(重要事実)及び業務提携を行うこと(重要事実)についての決定をした旨の伝達を受け、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 会社役員	23. 9. 16 (東京地裁) 懲役3年(執行猶予3年) 罰金400万円 追徴金約1億1,796万円 (確定)
10	24. 3. 28	金商法第166条第2項第4号等 (内部者取引)	日本風力開発(株)の株券について監理銘柄に指定される可能性があること(重要事実)についての伝達を受け、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 無職	24. 5. 18 (神戸地裁) 懲役2年(執行猶予3年) 罰金300万円 追徴金約8,637万円 (確定)

(注) 証券取引等監視委員会の活動状況(平成24年6月)を基に作成。

インサイダー取引に係る規制の比較

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
規制対象					
インサイダー取引					
情報伝達行為	×	(注1) ※情報受領者が取引を行った 場合に限る	(注2)	(注2) ※情報受領者が取引を行った 場合に限り執行例有り	(注3) ※情報受領者が取引を行った 場合に限り執行例有り
取引推奨行為	×	(注4)		※被推奨者が取引を行った場 合に限り執行例有り	※被推奨者が取引を行った場 合に限り執行例有り
課徴金等					(注5)
「他人の計算」の 場合の課徴金額等	報酬額	取引自体の利得の 最大3倍	報酬額+制裁	1億ユーロ or 報酬額の10倍以下	(課徴金等なし)
刑事罰	(5年以下の懲役等)	(20年以下の自由刑等)	(7年以下の自由刑等)	(2年以下の自由刑等)	(5年以下の自由刑等)

(注1) 発行体若しくは株主に対する信託義務又は情報源等に対する信頼義務に違反して他の者に情報伝達した場合に限る。

(注2) 雇用関係、役職、専門的職務上の役割の適切な遂行等として行う場合を除く。

(注3) 権限なく行う場合に限る。

(注4) 法令上明確には規制対象とされていないが、被推奨者による取引が行われた場合には、法令違反になり得る。

(注5) 情報伝達・取引推奨を行った者に対する行政上の措置（過料）のみ。

○インサイダー取引規制違反のうち公開買付け(TOB)等に係る課徴金事案・犯則事件件数

(単位:件)

年度	TOB等※に係る 課徴金事案	うち、TOB対象者の 関係者が取引を行った 事案	TOB等※に係る 犯則事件	うち、TOB対象者の 関係者が取引を行った 事件
17年度	0	0	0	0
18年度	0	0	1	0
19年度	3	0	1	0
20年度	3	2 (2)	1	0
21年度	13	5 (3)	2	2 (1)
22年度	2	1 (1)	2	1 (1)
23年度	7	4 (3)	0	0
合計	28	12 (9)	7	3 (2)

※ 公開買付け(TOB)及びこれに準ずる買集め行為

注) 証券取引等監視委員会公表資料(年次報告、課徴金調査・開示検査に基づく勧告について、犯則事件の告発等について)を基に作成

注) 勧告事案については対象者ベース、犯則事件については告発日ベース

注) ()内は、TOB対象者の役員等からの情報受領者が取引を行った事案の件数

○167条違反に係る課徴金勧告件数のうち公開買付対象者及びその情報受領者による違反行為の件数

年 度	21	22	23	24	計
公開買付者等関係者	4	0	1	0	5
公開買付対象者	2	0	1	0	3
役 員	1	0	0	0	1
社 員	1	0	1	0	2
情報受領者	9	2	6	3	20
公開買付対象者(S) からの情報受領者	3	1	3	2	9
(S)の役員からの 情報受領者	0	1	1	0	2
(S)の社員からの 情報受領者	3	0	2	2	7

(注)年度は、当年4月から翌年3月まで。ただし、24年度は10月16日現在。

「公開買付者等関係者」の範囲の根拠

○ 横畠裕介「逐条解説インサイダー取引規制と罰則」(商事法務研究会・平成元年)177頁 (下線部事務局)

本項により、公開買付け等に係る株券等の買付け等または売付け等が禁止される「公開買付者等関係者」とは、第一号から第五号に掲げられた者である。これらの者は、それぞれ、公開買付者等と一定の関係があり、その地位、職務等により公開買付者等の内部にある公開買付け等の実施または中止に関する未公表の情報を知り得る立場にあると考えられる。このような立場にある者が、その職務等に関し、公開買付け等の実施または中止に関する未公表の事実を知り、その公表前に当該公開買付け等の対象となる株券等の取引をすることは、当該公開買付者等の利益を害するとともに、公表がされない限りそのような事実を知り得ない一般の投資家と比較して著しく不公平であることから、証券市場の公正性と健全性に対する投資家の信頼を損なうものと考えられる。したがって、このような者の取引を規制することとしたものである。